

定額減税補足給付金(不足額給付)に関する Q&A

Q.不足額給付を受けるために、申請は必要ですか。

A. 摂津市から発送する確認書または申請書が届いた場合は、記載事項を確認の上、必要事項を記入及び必要書類を貼付し、提出期限【10/31(金)必着】までに同封の返信用封筒にて返送いただく必要があります。

Q.昨年実施された当初調整給付を受けていなくても、不足額給付を受けることはできますか。

A. 当初調整給付を受給していなくても、不足額給付を受けることはできます。ただし、不足額給付支給時に受け取ることができるのは不足額給付支給分のみであり、当初調整給付分を上乗せして受給することはできません。

Q.令和 6 年中に海外から転入し、令和 6 年分所得税が発生しました。定額減税が引ききれなかった場合は不足額給付の対象となりますか。

A. 令和 7 年 1 月 1 日時点で摂津市に住民登録がある方であれば、令和 6 年 1 月 1 日以降に国外から転入していた場合でも不足額給付の対象となる可能性があります。ただし、その場合は個人住民税分の 1 万円は含まれず、所得税分の 3 万円のみを基礎として不足額給付を算定します。

Q.令和 5 年度は住民税非課税で、住民税非課税世帯への給付金を受給しましたが、令和 6 年度は住民税が課税となり、当初調整給付を受給していました。不足額給付も受けることはできますか。

A. 令和 6 年中の収入及び所得税が確定した後、再度給付金額を算定し、当初調整給付に不足がある場合には、不足額給付の対象となります。

Q.令和 6 年度は住民税非課税で、令和 6 年度新たに住民税非課税となる世帯等への給付金を受給しましたが、令和 6 年中に収入があり、所得税から定額減税しきれない額が発生しました。不足額給付を受けることはできますか。

A. 令和 6 年度新たに住民税非課税となる世帯等への 10 万円給付を受給していても、不足額給付の対象となります。

定額減税補足給付金(不足額給付)に関する Q&A

Q.令和 6 年中にこどもが生まれて扶養親族が増えた。令和 6 年度に実施された当初調整給付は既に受け取っているが、給付額の算定の基準となる扶養親族数には、令和 6 年中に生まれたこどもが含まれていない。令和 6 年中に生まれたこどもの分の追加給付はもらえますか。

A.令和 6 年度に実施した当初調整給付は、令和 5 年中の収入や扶養親族数等を基にした推計額を用いて算定しています。よって、令和 6 年分の収入や扶養親族数等が確定した後、再度給付金額を算定し、当初調整給付に不足がある場合には、不足額給付として給付することとしています。

なお、住民税分の不足額給付につきましては、令和 6 年度住民税課税情報(令和 5 年中の収入や扶養親族数等)によって決定しますので、追加の給付はございません。

Q.退職等により、令和 6 年中の収入が、令和 5 年中の収入と比べて、大きく減った。令和 6 年度に実施された当初調整給付の対象ではなかったが、今年度実施される不足額給付は受け取ることができるのか。

A.令和 6 年度に実施した当初調整給付の対象にならなかった方でも、令和 6 年中の収入及び所得税が確定し、定額減税しきれない金額がある場合には、不足額給付の対象となります。

なお、住民税分の当初調整給付につきましては、令和 6 年度住民税課税情報(令和 5 年中の収入や扶養親族数等)によって決定しますので、追加の給付はございません。

Q.令和 6 年中の収入が令和 5 年中の収入と比べて減少しているのに通知が来ないのはなぜですか。

A.不足額給付算定時に使用する調整給付所要額は控除しきれない額を 1 万円単位に切り上げて算出しています。収入が減ったことで令和 6 年分所得税額が減少したとしても、調整給付所要額が変わらなければ不足額給付は生じません。

※調整給付所要額は以下(1)(2)の合算額を 1 万円単位に切り上げた金額です。

(1)所得税分定額減税可能額－令和 6 年分所得税額

(2)個人住民税所得割分定額減税可能額－令和 6 年度分個人住民税所得割額

定額減税補足給付金(不足額給付)に関する Q&A

Q.源泉徴収票に記載されている「控除外額」が給付されるのですか？

A.源泉徴収票に記載されている源泉徴収時所得税控除外額の金額がそのまま給付されるとは限りません。すでに当初調整給付で定額減税しきれない額を一部措置されている場合や、確定申告により所得税額が源泉徴収票のものと異なる場合、または、複数の所得がある場合など、さまざまなケースがあります。

Q.事業専従者ですが、低所得世帯向けの給付の対象になっておらず、定額減税も対象外となっています。何か対象となる給付はありますか。

A.以下の【支給要件】をすべて満たす場合は、原則 4 万円の不足額給付の対象となります。

【支給要件】

- ・令和 6 年分所得税及び令和 6 年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が 0 円で、本人として定額減税の対象外であること
- ・税制度上「扶養親族」の対象外(事業専従者または合計所得金額 48 万円超の者)であり、扶養親族等として、定額減税の対象外であること
- ・低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していないこと

対象と思われる方には申請書を発送する予定です。申請書が届いた場合は、記載事項を確認の上、必要事項を記入及び必要書類を貼付し、提出期限【10/31(金)必着】までに同封の返信用封筒にて返送いただく必要があります。

Q.受給した不足額給付金は課税の対象となりますか。

A.「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」に基づき、課税の対象とはなりません。